



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月1日水曜日 第2052号外3

### ◇ 目次 ◇

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則..... 1

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 4

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... 8

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... 9

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....37

地方公営企業法第39号第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....41

**訓 令**

愛媛県公有財産管理班規程.....41

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....42

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....62

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....63

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....70

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....81

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....86

愛媛県食の安全安心推進班規程.....88

愛媛県児童相談所処務規程等の一部を改正する訓令.....88

### 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則.....91

愛媛県県立学校職員設置規則等の一部を改正する規則.....94

### 教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程等の一部を改正する等の訓令.....96

愛媛県教職員安全衛生管理規程.....99

### 人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... 108

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... 109

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... 111

### 人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正..... 114

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正..... 115

### 公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程..... 116

### 公営企業訓令

愛媛県公営企業公印規則等の一部を改正する訓令..... 119

## 規 則

### ○愛媛県規則第28号

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通財産の貸付け)</p> <p><b>第22条</b> 部局の長は、その管理する普通財産を貸し付けようとするときは、借受申請者に公有財産貸付申請書(様式第2号)を提出させ、内容調査の上、契約書案及び貸付料算定の根拠を添えて知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(普通財産の貸付期間)</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>2 部局の長は、前項の規定による期間内において貸付期間の延長をしようとするときは、借受人に公有財産貸付期間延長申請書(様式第3号)を提出させ、内容調査の上、契約書案を添えて知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(普通財産の使用目的又は原形の変更承認)</p> <p><b>第24条</b> 部局の長は、その管理する普通財産の使用目的又は原形の</p>	<p>(普通財産の貸付け)</p> <p><b>第22条</b> 部局の長は、その管理する普通財産を貸し付けようとするときは、借受申請者に普通財産貸付申請書(様式第2号)を提出させ、内容調査の<u>うえ</u>、契約書案及び貸付料算定の根拠を添えて知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(普通財産の貸付期間)</p> <p><b>第23条</b> 省略</p> <p>2 部局の長は、前項の規定による期間内において貸付期間の延長をしようとするときは、借受人に普通財産貸付期間延長申請書(様式第3号)を提出させ、内容調査の<u>うえ</u>、契約書案を添えて知事の決裁を受けなければならない。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(普通財産の使用目的又は原形の変更承認)</p> <p><b>第24条</b> 部局の長は、その管理する普通財産の使用目的又は原形の</p>

変更承認をしようとするときは、借受人に公有財産使用目的（原形）変更承認申請書（様式第 4 号）を提出させ、内容調査の上、知事の決裁を受けなければならない。

（普通財産の返還届）

**第27条** 部局の長は、その管理する普通財産の貸付期間満了のとき、又は契約解除のときは、借受人に公有財産返還届（様式第 5 号）を提出させなければならない。

**第28条** 省略

（行政財産の貸付け）

**第28条の 2** 第22条から第27条まで及び第34条（用途指定の貸付けに係る部分に限る。）の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

（行政財産の使用目的又は原形の変更承認）

**第30条** 第24条の規定は、行政財産の使用許可に係る使用目的又は原形の変更承認について準用する。

（地方局長への委任）

**第30条の 2** 第13条第 3 項各号に掲げる公有財産については、第28条第 1 項（用途変更に係る部分に限る。）、第28条の 2 において準用する第22条から第27条まで及び第34条（用途指定の貸付けに係る部分に限る。）、第29条並びに前条において準用する第24条に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第 4 条の規定は、適用しないものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第 1 項	部局の長	地方局総務県民課長又は総務県民室長
	知事	地方局長
第22条第 2 項第 3 号及び第 5 号	知事	地方局長
第23条第 2 項及び第 24条	部局の長	地方局総務県民課長又は総務県民室長
	知事	地方局長
第25条	知事	地方局長
第26条及び第27条	部局の長	地方局総務県民課長又は総務県民室長
第29条第 1 項	部局の長	地方局総務県民課長又は総務県民室長
	知事	地方局長
第34条	部局の長	地方局総務県民課長又は総務県民室長

2 地方局長は、前項の規定により行政財産の用途変更、貸付け又は使用許可をしようとする場合において、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 地方局長は、第 1 項の規定に基づき行政財産の用途変更、貸付け、使用許可又は変更承認をしたときは、前項の承認を受けたものを除き、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

（地方機関の長への委任）

第30条の 3 地方機関が所在する庁舎については、第28条の 2 にお

変更承認をしようとするときは、借受人に普通財産使用目的（原形）変更承認申請書（様式第 4 号）を提出させ、内容調査の上、知事の決裁を受けなければならない。

（普通財産の返還届）

**第27条** 部局の長は、その管理する普通財産の貸付期間満了のとき、又は契約解除のときは、借受人に普通財産返還届（様式第 5 号）を提出させなければならない。

**第28条** 省略

（行政財産の使用目的又は原形の変更承認）

**第30条** 第24条の規定は、行政財産の\_\_\_\_\_使用目的又は原形の変更承認について準用する。

（地方局長への委任）

**第30条の 2** 第13条第 3 項各号に掲げる公有財産については、第28条第 1 項（用途変更に係る部分に限る。）、及び前 2 条

に規定する知事の権限を、所轄の地方局長に委任する。この場合において、第28条第 1 項及び第29条第 1 項並びに前条において準用する第24条中「部局の長」とあるのは「地方局総務県民課長又は総務県民室長」と、「知事」とあるのは「地方局長」と読み替えるものとし、第 4 条の規定は、適用しないものとする。

2 地方局長は、前項の規定により行政財産の用途変更\_\_\_\_\_又は使用許可をしようとする場合において、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 地方局長は、第 1 項の規定に基づき行政財産の用途変更\_\_\_\_\_、使用許可又は変更承認をしたときは、前項の承認を受けたものを除き、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

（地方機関の長への委任）

第30条の 3 地方機関が所在する庁舎については、第29条及び第30

いて準用する第22条から第27条まで及び第34条（用途指定の貸付けに係る部分に限る。）、第29条並びに第30条において準用する第24条に規定する知事の権限を当該地方機関の長（次項において「地方機関の長」という。）に委任する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第22条第1項	部局長	地方機関の公有財産主管課長（これに相当する職にある者を含む。以下同じ。）
	知事	地方機関の長
第22条第2項第3号及び第5号	知事	地方機関の長
第23条第2項及び第24条	部局長	地方機関の公有財産主管課長
	知事	地方機関の長
第25条	知事	地方機関の長
第26条及び第27条	部局長	地方機関の公有財産主管課長
	知事	地方機関の長
第29条第1項	部局長	地方機関の公有財産主管課長
	知事	地方機関の長
第34条	部局長	地方機関の公有財産主管課長

2 前条第2項の規定は前項の規定により地方機関の長が行政財産の貸付け又は使用許可をしようとする場合について、同条第3項の規定は前項の規定により地方機関の長が行政財産の貸付け、使用許可又は変更承認をした場合について準用する。

様式第2号（第22条関係） 公有財産貸付申請書

公有財産貸付申請書	
省略	
省略	
種類及び構造	
省略	

様式第3号（第23条関係） 公有財産貸付期間延長申請書

公有財産貸付期間延長申請書	
省略	
省略	
種類及び構造	
省略	

様式第4号（第24条関係） 公有財産使用目的（原形）変更承認申請書

原形 公有財産 変更承認申請書 使用目的	
省略	

条

に規定する知事の権限を当該地方機関の長（次項において「地方機関の長」という。）に委任する。この場合において、第29条第1項及び第30条において準用する第24条中「部局長」とあるのは「地方機関の公有財産主管課長（これに相当する職にある者を含む。）」と、「知事」とあるのは「地方機関の長」と読み替えるものとし、第4条の規定は、適用しないものとする。

2 前条第2項の規定は前項の規定により地方機関の長が行政財産の \_\_\_\_\_ 使用許可をしようとする場合について、同条第3項の規定は前項の規定により地方機関の長が行政財産の \_\_\_\_\_ 使用許可又は変更承認をした場合について準用する。

様式第2号

普通財産貸付申請書	
省略	
省略	
種類および構造	
省略	

様式第3号

普通財産貸付期間延長申請書	
省略	
省略	
種類および構造	
省略	

様式第4号

原形 普通財産 変更承認申請書 使用目的	
省略	

省略	
種類及び 構造	
省略	

様式第 5 号（第27条関係） 公有財産返還届

<u>公有財産返還届</u>	
省略	

省略	
種類および構造	
省略	

様式第 5 号

<u>普通財産返還届</u>	
省略	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第29号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則**

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 省略</p> <p>第 3 章 地方機関</p> <p>第 1 節～第 3 節 省略</p> <p>第 4 節 その他の機関（第75条 <u>第81条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（室）</p> <p><b>第 4 条の 2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p><b>第 7 条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>（農林水産部各課の所掌事務）</p> <p><b>第13条</b> 農政課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	省略				省略		<p>目次</p> <p>第 1 章・第 2 章 省略</p> <p>第 3 章 地方機関</p> <p>第 1 節～第 3 節 省略</p> <p>第 4 節 その他の機関（第75条 <u>第80条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（室）</p> <p><b>第 4 条の 2</b> 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>省略</td><td></td></tr> <tr><td><u>林業政策課</u></td><td><u>全国育樹祭室</u></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td></tr> </table> <p>（総務部各課の所掌事務）</p> <p><b>第 7 条</b> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>広域行政圏に関すること。</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>6・7 省略</p> <p>（農林水産部各課の所掌事務）</p> <p><b>第13条</b> 農政課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>(13) <u>全国育樹祭の行啓に関すること。</u></p> <p>(14) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 林業政策課の所掌事務は、次のとおりとする。<u>この場合において、第17号から第21号までの事務は、全国育樹祭室が所掌する。</u></p>	省略		<u>林業政策課</u>	<u>全国育樹祭室</u>	省略	
省略													
省略													
省略													
<u>林業政策課</u>	<u>全国育樹祭室</u>												
省略													

(1)~(16) 省略

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

9~11 省略

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 総務部 \_\_\_\_\_、経済労働部及び土木部に部付を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 農業振興局 \_\_\_\_\_、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

4 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 国際交流及び国際協力に関すること。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

4 省略

(1)~(16) 省略

(17) 第32回全国育樹祭の基本計画及び実施計画に関すること。

(18) 第32回全国育樹祭の広報に関すること。

(19) 第32回全国育樹祭の関係機関等との連絡調整に関すること。

(20) 第32回全国育樹祭の実行委員会に関すること。

(21) その他第32回全国育樹祭の開催に関すること(他の所管に属するものを除く。)

8 森林整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(7) 第32回全国育樹祭の開催に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

9~11 省略

(部に置く職員)

第16条 省略

2 省略

3 総務部、保健福祉部、経済労働部及び土木部に部付を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 農業振興局、森林局、土木部管理局及び河川港湾局に技術監を置く。

4 省略

(地方局各部の所掌事務)

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(9) 省略

(10) 国際交流及び国際協力に関すること。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

4 省略

(消費生活センター)

第35条 省略

2 消費生活センターに次の係を置く。

- (1) 消費者啓発係
- (2) 相談・指導係

3 省略

4 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 参事
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)

の業務は、次のとおりとする。

(1)~(29) 省略

- (30) 省略
- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略

(39) 第30号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
水産研究センター栽培資源研究		
所	省略	

3・4 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 愛媛県家畜病性鑑定所(以下「家畜病性鑑定所」という。)

の業務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 流通飼料に関すること。
- (6) 省略

2 家畜病性鑑定所に次の係を置く。

- (1) 感染症検査係
- (2) 病理・分析係

3・4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、 、自動車係、守衛係
省略	
広報広聴課	広報係、報道係、 広聴・相談係

(消費生活センター)

第35条 省略

2 消費生活センターに次の係を置く。

- (1) 普及啓発係
- (2) 相談・テスト係

3 省略

4 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」という。)

の業務は、次のとおりとする。

(1)~(29) 省略

(30) 第32回全国育樹祭の開催に関すること。

- (31) 省略
- (32) 省略
- (33) 省略
- (34) 省略
- (35) 省略
- (36) 省略
- (37) 省略
- (38) 省略
- (39) 省略

(40) 第31号から前号までに掲げるもののほか、水産振興に必要な試験研究及び調査に関すること。

2 農林水産研究所に総務課並びに企画環境部及び農業研究部を置き、次の表の左欄に掲げる部、センター及び研究所に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

省略		
水産研究センター栽培資源研究	総務室	
所	省略	

3・4 省略

(家畜病性鑑定所)

第81条 愛媛県家畜病性鑑定所(以下「家畜病性鑑定所」という。)

の業務は、次のとおりとする。

- (1)~(4) 省略
- (5) 省略

2 家畜病性鑑定所に病性鑑定係を置く。

3・4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
総務管理課	調整管理係、政策・予算係、 庁舎管理係、財産係、 財産処分係、自動車係、守衛係
省略	
広報広聴課	広報係、報道係、 広聴係、県民相談係

省略	
消防防災安全課	消防係、保安係、交通安全推進係
省略	
自然保護課	自然公園係、野生生物係
保健福祉課	調整管理係、政策・予算係、企画係、生活保護係
省略	
労政雇用課	省略
雇用対策室	雇用企画係、雇用支援係、雇用創出係
省略	
農地整備課	事業管理係、用地管理係、計画係、技術管理係、ほ場整備係、農業水利係、農村整備係、農地防災係
省略	
林業政策課	省略
省略	
河川課	河川行政係、防災係、改良係、調査係
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係	
東予地方局	省略		
	産業経済部	省略	
		農村整備課	省略
			企画検査室
		省略	
	今治支局	省略	
		農村整備課	省略
			企画検査室
		省略	
	省略		
中予地方局	総務企画部	省略	
	課税課	事業税係、自動車取得税係、軽油引取税係	

省略	
消防防災安全課	消防係、保安係、交通安全計画係、交通安全教育指導係
省略	
自然保護課	自然保護係、自然公園施設係、野生生物係
保健福祉課	調整管理係、政策・予算係、企画係、生活保護係、福祉振興係
省略	
労政雇用課	省略
雇用対策室	雇用企画係、雇用支援係
省略	
農地整備課	事業管理係、用地管理係、計画係、設計係、ほ場整備係、用水事業係、かんがい排水係、農村整備係、農地防災係
省略	
林業政策課	省略
全国育樹祭室	総務渉外係、総合企画係、事業推進係
省略	
河川課	河川行政係、防災係、改良係、調査係、災害係
省略	

別表第3（第23条の2関係）

地方局の部	課	係	
東予地方局	省略		
	産業経済部	省略	
		農村整備課	省略
			企画検査室
		省略	
	今治支局	省略	
		農村整備課	省略
			企画検査室
		省略	
	省略		
中予地方局	総務企画部	省略	
	課税課	個人事業税係、不動産取得税係、法人税係、自動車税係、自動車取得税係、軽油引取税係	

	省略			
南予地方局	省略			
	産業経済部	省略		
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備係、 _____、農地防災係	
		企画検査室	調査計画係、団体指導第一係、 団体指導第二係	
	省略			
	八幡浜支局	省略		
		農村整備第一課	用地事業係、農地整備第一係、 農地整備第二係_____、 農地防災係	
		農村整備第二課	総合整備第一係、総合整備第 二係、総合整備第三係_____、 農村環境係	
		省略		
	省略			

別表第 5（第23条の 3 関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	道路課	第一係、第二係_____、道 路補修係
省略		
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	河川砂防課	河川砂防係
	省略	
省略		

	省略			
南予地方局	省略			
	産業経済部	省略		
		農村整備課	管理係、用地係、農地整備係、 農村環境係、農地防災係	
		企画検査室	調査計画係、団体指導第一係、 _____	
	省略			
	八幡浜支局	省略		
		農村整備第一課	用地事業係、農地整備第一係、 農地整備第二係、農地整備第 三係、農地防災係	
		企画検査室分室	団体指導第二係	
		農村整備第二課	総合整備第一係、総合整備第 二係、総合整備第三係、総合 整備第四係、農村環境係	
	省略			
省略				

別表第 5（第23条の 3 関係）

土木事務所	課	係
省略		
東予地方局今治土木事務所	省略	
	道路課	第一係、第二係、第三係、道 路補修係
省略		
中予地方局久万高原土木事務所	省略	
	河川砂防課	企画係、河川砂防係
	省略	
省略		

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第30号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則**

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職の設置）</p> <p><b>第 2 条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>（職の設置）</p> <p><b>第 2 条</b> 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p>

区分		職
知事の事務 部局	本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

区分		職
知事の事務 部局	本庁	部長、局長、えひめブランド推進統括監、部付、技術監、参事、課長、室長、副参事、技幹、医監、危機管理監、環境技術専門監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、技術室長補佐、所長、秘書、医幹、構造改革班長、育樹祭調整班長、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
	地方機関	局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副園長、副校長、副参事、技幹、課長補佐、室長補佐、業務課長、技術課長補佐、技術室長補佐、支所長、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、児童指導専門員、工事検査専門員、主席普及指導員、研究員、課付、医幹、事務局次長、教授、企画工事検査専門員、専門員、児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、用地補償審査専門員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4月 1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

( 委任 )

第 1 条 児童福祉法 ( 昭和22年法律第164号。以下「法」とい  
う。 ) 第32条第 1 項及び地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第  
153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談  
所長に委任する。

(1)~(8)の 3 省略

(9) 法第31条第 2 項及び第 3 項 \_\_\_\_\_ の規定による在所期間の延長  
及び措置の変更に関すること。

(10) 省略

(10)の 2 法第33条の 6 の規定による児童自立生活援助の実施に関  
すること。

(11)~(19)の 3 省略

(20) 施行規則第36条の38第 1 項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ の規定による調査に関すること ( 第23条の 4  
第 2 項の規定により同条第 1 項の申請書 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ が児  
童相談所長を経由する場合に限る。 ) 。

(21) 里親が行う養育に関する最低基準 ( 平成14年厚生労働省令第  
116号 ) 第14条第 2 項の規定による届出の受理に関すること。

(22) 削除

(23)~(25) 省略

(26) 第23条の 6 第 7 項 \_\_\_\_\_ の規定による調査に関すること  
( 同条第 2 項の規定により同条第 1 項の申請書 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ が児童相談所長を経由する場合に限  
る。 ) 。

(27) 施行規則第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて  
行う施行規則第 1 条の32第 2 項第 1 号に掲げる者 ( 以下「養子  
縁組希望里親希望者」という。 ) 及び同項第 2 号に掲げる者  
( 以下「親族里親希望者」という。 ) に係る第20号に掲げる知  
事の権限

2 法第32条第 2 項及び地方自治法第153条第 2 項の規定により、  
次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)~(6)の 5 省略

(6)の 6 法第34条の11の規定による一時預かり事業の開始、変更  
並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の 7 法第34条の13第 1 項の規定による一時預かり事業を行う  
者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

( 委任 )

第 1 条 児童福祉法 ( 昭和22年法律第164号。以下「法」とい  
う。 ) 第32条第 1 項及び地方自治法 ( 昭和22年法律第67号 ) 第  
153条第 2 項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談  
所長に委任する。

(1)~(8)の 3 省略

(9) 法第31条第 2 項から第 4 項までの規定による在所期間の延長  
及び措置の変更に関すること。

(10) 省略

(11)~(19)の 3 省略

(20) 里親の認定等に関する省令 ( 平成14年厚生労働省令第115  
号。以下「里親認定等省令」という。 ) 第 7 条第 1 項 ( 里親認  
定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含  
む。以下同じ。 ) の規定による調査に関すること ( 第23条の 4  
第 2 項の規定により里親認定等省令第 6 条第 1 項 ( 里親認定等  
省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。 )  
第23条の 2 第 1 項を除き、以下同じ。 ) の規定による申請が児  
童相談所長を経由する場合に限る。 ) 。

(21) 里親認定等省令第 7 条第 2 項 ( 里親認定等省令第15条、第17  
条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。 ) の規  
定による調査に関すること ( 第23条の 5 第 2 項の規定により里  
親認定等省令第 6 条第 2 項 ( 里親認定等省令第15条、第17条及  
び第20条において準用する場合を含む。第23条の 3 第 1 項を除  
き、以下同じ。 ) の規定による申請が児童相談所長を経由する  
場合に限る。 ) 。

(22) 里親認定等省令第13条第 1 項 ( 里親認定等省令第15条、第17  
条及び第20条において準用する場合を含む。以下この号におい  
て同じ。 ) の規定による届出の受理に関すること ( 同項の委託  
児童について事故が発生したときに限る。 ) 。

(23)~(25) 省略

(26) 第23条の 6 第 7 項及び第 8 項の規定による調査に関すること  
( 同条第 2 項の規定により里親認定等省令第10条第 2 項 ( 里親  
認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以  
下同じ。 ) において準用する里親認定等省令第 9 条 ( 里親認定  
等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同  
じ。 ) の規定による申請が児童相談所長を経由する場合に限  
る。 ) 。

2 法第32条第 2 項及び地方自治法第153条第 2 項の規定により、  
次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)~(6)の 5 省略

(6)の 8 法第34条の13第 2 項において準用する法第18条の16第 2 項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関するこ と。

(6)の 9 法第34条の13第 3 項の規定による一時預かり事業を行う 者に対する措置命令に関すること。

(6)の10 第34条の13第 4 項の規定による事業の制限及び停止の命 令に関すること。

(6)の11 省略

(6)の12 省略

(6)の13 省略

(6)の14 省略

(7)～(19) 省略

(20) 削除

(21) 施行規則第36条の38第 1 項 の規定による調査に関すること ( 第23条の 4 第 2 項の規定により同条第 1 項の申請書 \_\_\_\_\_ が地方局長を経由する場合に限る。 ) 。

(22) 児童福祉施設最低基準 ( 昭和23年厚生省令第63号 ) 第 3 条第 1 項の規定による最低基準向上の勧告に関すること ( 2 以上の 社会福祉施設を設置する者 ( 市町を除く。 ) に係るものを除 く。 ) 。

(22)の 2 児童福祉施設最低基準第38条第 2 項第 5 号の規定による 児童の遊びを指導する者の認定に関すること。

(23) 第23条の 6 第 7 項 \_\_\_\_\_ の規定による調査に関すること ( 同条第 2 項の規定により同条第 1 項の申請書 \_\_\_\_\_ が地方局長 を経由する場合に限る。 ) 。

(24) 施行規則第36条の43の規定により養育里親の認定等に準じて 行う養子縁組希望里親希望者及び親族里親希望者に係る第21号 に掲げる知事の権限

3 省略

4 児童相談所長及び地方局長は、第 1 項第20号及び第27号並びに 第 2 項第21号及び第24号の場合にあつては第23条の 4 第 5 項の調 査票を同条第 1 項の \_\_\_\_\_ 申請書に、第 1 項 第26号及び第 2 項第23号 \_\_\_\_\_ の場合にあつては第23条の 6 第 7 項 \_\_\_\_\_ の調査票を同条第 1 項の申請書に添え、知事に提出しなければ ならない。

( 親族里親許可申請書等 )

**第23条の 2 親族里親希望者**

\_\_\_\_\_ は、その居 住地を管轄する児童相談所長に、親族里親許可申請書 \_\_\_\_\_ ( 様式第22号の 2 ) を提出しなければならない。

2 省略

3 児童相談所長は、第 1 項の申請書の提出があつた場合におい て、許可又は不許可の処分をしたときは、親族里親許可 ( 不許 可 ) 書 \_\_\_\_\_ ( 様式第22号の 3 ) により、同項の申請書 の經由行政機関を経て当該親族里親希望者に通知するものとす る。

( 養育里親名簿等 )

(6)の 6 省略

(6)の 7 省略

(6)の 8 省略

(6)の 9 省略

(7)～(19) 省略

(20) 児童福祉施設最低基準 ( 昭和23年厚生省令第63号 ) 第 3 条第 1 項の規定による最低基準向上の勧告に関すること ( 2 以上の 社会福祉施設を設置する者 ( 市町を除く。 ) に係るものを除 く。 ) 。

(20)の 2 児童福祉施設最低基準第38条第 2 項第 5 号の規定による 児童の遊びを指導する者の認定に関すること。

(21) 里親認定等省令第 7 条第 1 項の規定による調査に関すること ( 第23条の 4 第 2 項の規定により里親認定等省令第 6 条第 1 項 の規定による申請が地方局長を経由する場合に限る。 ) 。

(22) 里親認定等省令第 7 条第 2 項の規定による調査に関すること ( 第23条の 5 第 2 項の規定により里親認定等省令第 6 条第 2 項 の規定による申請が地方局長を経由する場合に限る。 ) 。

(23) 第23条の 6 第 7 項及び第 8 項の規定による調査に関すること ( 同条第 2 項の規定により里親認定等省令第10条第 2 項におい て準用する里親認定等省令第 9 条の規定による申請が地方局長 を経由する場合に限る。 ) 。

3 省略

4 児童相談所長及び地方局長は、第 1 項第12号及び前項第21号 \_\_\_\_\_ の場合にあつては第23条の 4 第 5 項の調 査票を里親認定等省令第 6 条第 1 項に規定する申請書に、第 1 項 第13号及び前項第22号の場合にあつては第23条の 5 第 5 項の調 査票を里親認定等省令第 6 条第 2 項に規定する申請書に、第 1 項第 15号及び前項第23号の場合にあつては第23条の 6 第 7 項及び第 8 項の調査票を同条第 1 項の申請書に添え、知事に提出しなければ ならない。

( 親族里親許可申請書等 )

**第23条の 2 里親認定等省令第15条において読み替えて準用する里 親認定等省令第 6 条第 1 項に規定する親族里親希望者は、その居 住地を管轄する児童相談所長に、親族里親 ( 職業指導里親 ) 許可 申請書 ( 様式第22号の 2 ) を提出しなければならない。**

2 省略

3 児童相談所長は、第 1 項の申請書の提出があつた場合におい て、許可又は不許可の処分をしたときは、親族里親 ( 職業指導里 親 ) 許可 ( 不許可 ) 書 ( 様式第22号の 3 ) により、同項の申請書 の經由行政機関を経て当該親族里親希望者に通知するものとす る。

( 親族里親に係る職業指導里親許可申請書等 )

**第23条の3** 法第34条の14に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿（様式第22号の4）（養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿（様式第22号の5））によるものとする。

（養育里親認定登録申請書等）

**第23条の4** 施行規則第36条の37第1項及び第2項に規定する申請書は、養育里親（専門里親）認定登録申請書（様式第23号）（養子縁組希望里親希望者にあつては養子縁組希望里親認定登録申請書（様式第23号の2））、親族里親希望者にあつては親族里親認定申請書（様式第23号の3）によるものとする。

2 前項の申請書 \_\_\_\_\_ は、特例条例の規定により市がその受理等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親希望者、養子縁組希望里親希望者又は親族里親希望者 \_\_\_\_\_（以下「養育里親希望者等」という。）の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3・4 省略

5 知事は、施行規則第36条の38第1項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票（様式第23号の4）を作成するものとする。

6 施行規則第36条の38第2項の規定による通知は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書（様式第23号の5）（親族里親希望者にあつては、親族里親認定（不認定）通知書（様式第24号））によるものとする。

7 省略

（養育里親届出書等）

**第23条の5** 施行規則第36条の39の規定による届出又は里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項及び第3項の規定による届出は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書（様式第25号）によるものとする。

2 前項の届出書（里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定によるものを除く。）は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

3 第1項の届出書は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の地方局長を経由することができる。

4 特例条例の規定により市が第1項の届出書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

**第23条の3** 里親認定等省令第15条において読み替えて準用する里親認定等省令第6条第2項に規定する親族里親に係る職業指導里親希望者は、その居住地を管轄する児童相談所長に、親族里親（職業指導里親）許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、親族里親に係る職業指導里親希望者の居住地を管轄する地方局長を経由することができる。

3 児童相談所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、許可又は不許可の処分をしたときは、親族里親（職業指導里親）許可（不許可）書により、同項の申請書の經由行政機関を経て当該親族里親に係る職業指導里親希望者に通知するものとする。

（養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定申請書等）

**第23条の4** 里親認定等省令第6条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する申請書は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定申請書（様式第23号）

\_\_\_\_\_ によるものとする。

2 里親認定等省令第6条第1項の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受理等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親希望者、 \_\_\_\_\_ 親族里親希望者、短期里親希望者又は専門里親希望者（以下「養育里親希望者等」という。）の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3・4 省略

5 知事は、里親認定等省令第7条第1項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）家庭調査票（様式第23号の2） \_\_\_\_\_ を作成するものとする。

6 里親認定等省令第7条第3項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による里親認定通知は、養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定（不認定）通知書（様式第23号の3）により、当該養育里親希望者等に通知するものとする。

7 省略

（職業指導里親認定申請書等）

**第23条の5** 里親認定等省令第6条第2項に規定する申請書は、職業指導里親認定申請書（様式第23号の4）によるものとする。

2 里親認定等省令第6条第2項の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受理等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、職業指導里親認定希望者の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、職業指導里親認定希望者の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

5 知事は、里親認定等省令第7条第2項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、職業指導里親調査票（様式第23号の5）を作成するものとする。

6 里親認定等省令第7条第3項の規定による通知は、職業指導里親認定（不認定）通知書（様式第23号の6）により、当該職業指導里親認定希望者に通知するものとする。

( 養育里親名簿登録更新申請書等 )

**第23条の6** 施行規則第36条の42第1項

- \_\_\_\_\_の規定による申請は、養育里親(専門里親)名簿登録更新申請書(様式第26号) \_\_\_\_\_によるものとする。
- 2 前項の申請書 \_\_\_\_\_ は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親 \_\_\_\_\_の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。
- 3 省略
- 4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、養育里親 \_\_\_\_\_の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。
- 5 知事は、施行規則第36条の42第1項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の規定による登録の更新をし、又はしないことの決定を行ったときは、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親名簿登録(更新)(不登録(不更新))通知書により、当該養育里親 \_\_\_\_\_に通知するものとする。
- 6 省略
- 7 知事は、施行規則第36条の42第1項 \_\_\_\_\_の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親 \_\_\_\_\_が適当であるかどうかを調査させ、養育里親(専門里親)・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票を作成するものとする。

7 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項の申請書の經由行政機関を経るものとする。

( 養育里親名簿等への登録 )

**第23条の6** 里親認定等省令第9条(里親認定等省令第10条第2項

- において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申請は、養育里親(短期里親・専門里親)名簿登録(更新)申請書(様式第23号の7)によるものとする。
- 2 里親認定等省令第9条の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親希望者等の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。
- 3 省略
- 4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、養育里親希望者等の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。
- 5 知事は、里親認定等省令第9条の規定による登録又は里親認定等省令第10条第1項(里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の規定による登録の更新をした \_\_\_\_\_ ときは、養育里親(短期里親・専門里親)名簿登録(更新)通知書(様式第23号の8) \_\_\_\_\_により、当該養育里親希望者等に通知するものとする。
- 6 省略
- 7 知事は、里親認定等省令第10条第2項において準用する里親認定等省令第9条の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親希望者等が適当であるかどうかを調査させ、養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)家庭調査票 \_\_\_\_\_を作成するものとする。
- 8 知事は、前項の調査をさせる場合において、職業指導里親認定に係る事項が登録されているときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかを調査させ、職業指導里親調査票を作成するものとする。
- ( 養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)(受託児童)届出書等 )
- 第23条の7** 里親認定等省令第13条第1項及び第2項(里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出は、養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)(受託児童)届出書(様式第24号)によるものとする。
- 2 里親認定等省令第13条第1項及び第2項の規定による届出(同条第1項の委託児童について事故が発生したときの届出を除く。)は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。
- 3 里親認定等省令第13条第1項及び第2項の規定による届出は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の地方局長を経由することができる。
- 4 特例条例の規定により市が第1項の届出書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。
- ( 職業指導里親届出書等 )

( 養育里親名簿登録消除申出書等 )

**第24条** 施行規則第36条の40第1項第1号の規定による申出は、養育里親名簿登録(養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定)消除申出書(様式第27号)によるものとする。

2 前項の申出書

\_\_\_\_\_は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 省略

4 特例条例の規定により市が第1項の申出書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

( 里親再委託申請書等 )

**第26条** 里親が行う養育に関する最低基準 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_第19条第1号の規定による申請は、里親再委託申請書(様式第28号)によるものとする。

2 ~ 6 省略

**第35条の2** 省略

( 児童自立生活援助の実施申込書 )

**第35条の3** 法第33条の6第2項の規定による申込みは、児童自立生活援助実施申込書(様式第30号の8)によるものとする。

**第23条の8** 里親認定等省令第13条第3項(里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出は、職業指導里親届出書(様式第25号)によるものとする。

2 里親認定等省令第13条第3項の規定による届出は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

3 里親認定等省令第13条第3項の規定による届出は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の地方局長を経由することができる。

4 特例条例の規定により市が第1項の届出書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

( 里親認定の取消し等 )

**第24条** 里親認定等省令第8条第1項第5号(里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第11条第1項第3号(里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請は、養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定(登録)取消申請書(様式第26号)によるものとする。

2 里親認定等省令第8条第1項第5号及び第11条第1項第3号の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 省略

4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

( 職業指導里親認定の取消し等 )

**第25条** 里親認定等省令第8条第2項第6号(里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第11条第2項第2号(里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請は、職業指導里親認定(登録)取消申請書(様式第27号)によるものとする。

2 里親認定等省令第8条第2項第6号及び第11条第2項第2号の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

( 里親再委託申請書等 )

**第26条** 里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)第19条第1号の規定による申請は、里親再委託申請書(様式第28号)によるものとする。

2 ~ 6 省略

**第35条の2** 省略

( 児童自立生活援助事業開始届出書等 )

第36条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書（様式第30号の9）によるものとする。

( 児童自立生活援助事業変更届出書等 )

第37条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書（様式第30号の10）によるものとする。

( 児童自立生活援助事業廃止届出書等 )

第38条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書（様式第30号の11）によるものとする。

( 一時預かり事業開始届出書 )

第38条の2 法第34条の11第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第30号の12）によるものとする。

( 一時預かり事業変更届出書 )

第38条の3 法第34条の11第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書（様式第30号の13）によるものとする。

( 一時預かり事業廃止届出書等 )

第38条の4 法第34条の11第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第30号の14）によるものとする。

( 児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等 )

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書（様式第30号の15）により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書（様式第31号）により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書（様式第31号の2）によるものとする。

2 省略

様式第22号の2（第23条の2 \_\_\_\_\_ 関係） 親族里親許可申請書 \_\_\_\_\_

<u>親族里親許可申請書</u>	
省略	
省略	
省略	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

2 ~ 4 省略

様式第22号の3（第23条の2 \_\_\_\_\_ 関係） 親族里親許可（不許可）書 \_\_\_\_\_

<u>親族里親許可（不許可）書</u>	
省略	
省略	
省略	

注 省略

( 児童自立生活援助事業開始届出書 )

第36条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業開始届出書（様式第30号の8）によるものとする。

( 児童自立生活援助事業変更届出書 )

第37条 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業変更届出書（様式第30号の9）によるものとする。

( 児童自立生活援助事業廃止届出書等 )

第38条 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第30号の10）によるものとする。

( 児童福祉施設設置、廃止、休止等の届出書等 )

第39条 法第35条第3項の規定による届出は児童福祉施設設置届出書（様式第30号の11）により、施行規則第37条第2項の規定による申請は児童福祉施設設置認可申請書（様式第31号）により、同条第4項から第6項までの規定による届出は児童福祉施設変更届出書（様式第31号の2）によるものとする。

2 省略

様式第22号の2（第23条の2、第23条の3関係） 親族里親（職業指導里親）許可申請書 \_\_\_\_\_

<u>親族里親（職業指導里親）許可申請書</u>	
省略	
省略	
受託を希望する児童への職業指導	____ 行う ____ 行わない
省略	

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 ~ 4 省略

様式第22号の3（第23条の2、第23条の3関係） 親族里親（職業指導里親）許可（不許可）書 \_\_\_\_\_

<u>親族里親（職業指導里親）許可（不許可）書</u>	
省略	
省略	
受託を希望する児童への職業指導	____ 許可 ____ 不許可
省略	

注 省略

様式第28号（第26条関係） 里親再委託申請書

省略						
養育里親 （専門里親）・養 子縁組希 望里親・ 親族里親	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初（変更）登録 （認定）年月日	年 月 日
	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初（変更）登録 （認定）年月日	年 月 日
省略						

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 省略
- 3 省略

4 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組希望里親のみ記入すること。

様式第29号（第26条関係） 里親再委託承認（不承認）通知書

省略						
養育里親 （専門里親）・養 子縁組希 望里親・ 親族里親	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初（変更）登録 （認定）年月日	年 月 日
	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初（変更）登録 （認定）年月日	年 月 日
省略						

注1 省略

2 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組希望里親のみ記入すること。

様式第30号の9（第36条関係） 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）開始届出書	
省略	
愛媛県知事 様 （地方局長）	
省略	
省略	
児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）の用に供する施設の概要	省略
省略	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 省略
- 4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1)・(2) 省略
- (3) 運営規程

様式第30号の10（第37条関係） 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）変更届出書	
省略	
愛媛県知事 様 （地方局長）	
省略	
省略	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 省略

様式第30号の11（第38条関係） 児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書

児童自立生活援助事業（小規模住居型児童養育事業）廃止（休止）届出書	
省略	
愛媛県知事 様 （地方局長）	
省略	
省略	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

様式第28号（第26条関係） 里親再委託申請書

省略						
養育里親 （親族里親・短期 里親・専 門里親）	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初登録年月日	年 月 日
	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初登録年月日	年 月 日
省略						

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 「登録番号」の欄及び「当初登録年月日」の欄は、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）第9条（同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第29号（第26条関係） 里親再委託承認（不承認）通知書

省略						
申請者	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初登録年月日	年 月 日
	氏名	性別	男・女	登録 番号	当初登録年月日	年 月 日
省略						

注 省略

様式第30号の8（第36条関係） 児童自立生活援助事業開始届出書

児童自立生活援助事業開始届出書	
省略	
地方局長 様	
省略	
省略	
事業を行おうとする区域	
児童自立生活援助事業の用に供する施設の概要	省略
省略	入所定員
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 事業を行おうとする区域の欄は、市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該委託市町村の名称も含めて記入すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。  
(1)・(2) 省略

様式第30号の9（第37条関係） 児童自立生活援助事業変更届出書

児童自立生活援助事業変更届出書	
省略	
地方局長 様	
省略	
省略	

注 省略

様式第30号の10（第38条関係） 児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書

児童自立生活援助事業廃止（休止）届出書	
省略	
地方局長 様	
省略	
省略	

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略

様式第30号の15 省略

様式第30号の11 省略

**第2条** 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。  
様式第22号の3の次に次の2様式を加える。

様式第22号の4 (第23条の3関係) 養育里親名簿

養育里親名簿																
(作成年月日 年 月 日)																
登録番号	登録状況	登録(更新・ 削除)の別	登録(更新・ 削除)の年月日			児童相談所名	特記事項 (専門里親登録等)									
			年	月	日											
			年	月	日											
			年	月	日											
			年	月	日											
現登録の有効期間満了日				年 月 日												
養育里親	住 所															
	氏 名					氏 名										
	生年月日		月	年	日	性別	男・女		生年月日		月	年	日	性別	男・女	
	健 否					健 否										
	職 業					職 業										
	電 話 番 号					電 話 番 号										
	研修修了状況		研修の種類	修了年月日 (修了証書番号)			研修修了状況		研修の種類	修了年月日 (修了証書番号)						
				年	月	日			(第 号)		年	月	日	(第 号)		
				年	月	日			(第 号)		年	月	日	(第 号)		
				年	月	日			(第 号)		年	月	日	(第 号)		
従前の里親登録の有無 (有の場合は都道府県名)			有・無 ( )			従前の里親登録の有無 (有の場合は都道府県名)			有・無 ( )							
養育里親の同居人	氏 名	生年月日		性 別	続 柄	健 否		職 業								
		月	年	日	男・女											
		月	年	日	男・女											
		月	年	日	男・女											
		月	年	日	男・女											
児童の委託状況	委託児童氏名		委 託 期 間			児童を措置した 児童相談所名		特記事項 (専門里親としての委託等)								
			~	年	月	日										
			~	年	月	日										
			~	年	月	日										
			~	年	月	日										
養育里親の希望等	児童の受託期間について(1年以内の期間を定めた児童の養育希望等)															
	児童の年齢、性別等について															
	レスパイト・ケア実施の場合等の一時的な児童の養育の受入れの可否について					可 ・ 否										
	将来的に養子縁組によつて養親となることを希望する里親となることの考え等について															
	その他															
その他参考となる事項																